

公安の維持

第1節 外事情勢と諸対策

第2節 公安情勢と諸対策

第6章

CHAPTER 6



1 対日有害活動の動向と対策

北朝鮮、中国及びロシアは、様々な形で対日有害活動を行っており、警察では、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等を行っている。

(1) 北朝鮮の動向

① 核・ミサイル開発をめぐる動向と対外情勢

北朝鮮は、核実験や様々な弾道ミサイル等の発射を行った平成29年（2017年）から一転して、平成30年（2018年）中、核実験やミサイルの発射を行わず、金正恩キムジョンウン國務委員長兼朝鮮労働党委員長（以下「金正恩委員長」という。）による首脳外交を展開するとともに、内政面では経済建設に注力する姿勢を示した。

金正恩委員長は、同年1月に発表した新年の辞において、「国家核武力の完成」を前年の成果として誇示した上で、平昌冬季オリンピック競技大会の開催と北朝鮮「建国」70周年を捉え、韓国との関係改善の必要性を強調しており、同年2月には、同大会へ代表団が派遣された。また、同年4月に開催された朝鮮労働党中央委員会第7期第3回全員会議では、金正恩委員長は、核開発と経済建設を同時に行う「並進路線」に関する課題を貫徹したと宣言し、核実験及びICBM^(注)級の弾道ミサイルの試験発射を中止すること並びに経済建設に注力することを決定した。こうした中、同年5月には、豊溪里フンゲリの核実験場が爆破された。

金正恩委員長は、同年4月、3回目、11年ぶりとなる南北首脳会談を行い、文在寅ムンジェイン韓国大統領と共に「核のない朝鮮半島を実現する」ことを共通の目標とすることなどを盛り込んだ「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」に署名するなど、韓国との関係改善を急速に進めた。同年6月には、シンガポールで史上初の米朝首脳会談が行われ、同会談後に発表された米朝首脳共同声明では、朝鮮半島の非核化に向けた北朝鮮側の意思が改めて確認された。しかし、北朝鮮は、米国が北朝鮮に対する制裁を解除しない限り、非核化を進める用意はないと主張しているのに対し、米国は、北朝鮮の非核化が実現するまでは制裁を解除しないことを明らかにしている。平成31年（2019年）2月には、ベトナム・ハノイで2回目の米朝首脳会談が行われたものの、双方の立場が折り合わず、合意に至らなかった。



史上初の首脳会談を行う金正恩委員長と
トランプ・米国大統領（朝鮮通信＝時事）

こうした中で、北朝鮮は、令和元年（2019年）5月、2回にわたり「火力打撃訓練」を実施した。その際に北朝鮮が発射した飛翔体には短距離弾道ミサイルが含まれており、こうした短距離弾道ミサイルの発射は一連の国際連合安全保障理事会決議に違反するものである。しかし、北朝鮮は、これらの決議には拘束されないとの立場を改めて明らかにしている。

他方で、北朝鮮は、中国の習近平しゅううきんぺい総書記と平成30年中に3回の首脳会談を行うなど、中国、ロシア等とも積極的な外交を展開しており、中国やロシアは、北朝鮮に対する制裁の緩和を主張している。また、こうした中で、北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替え（瀬取り）が行われるなど、制裁逃れを図る動向もみられている。

注：Intercontinental Ballistic Missile（大陸間弾道ミサイル）の略

② 我が国における諸工作

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に各種情報収集活動を行っていると思われる。

朝鮮総聯^{れん}（注）の許宗萬^{ホ ジョンマン}議長は、平成30年5月の第24回全体大会で、金正恩委員長の指示に従って組織の強化や民族団結等を進める方針を示した。今後も朝鮮総聯は、北朝鮮との密接な関係を維持しながら、組織の引締めを行うとともに、我が国における親朝世論を形成するための活動等を行うものとみられる。

警察では、北朝鮮による我が国における諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、平成30年までに53件の北朝鮮関係の諜報事件を検挙している。

（2）中国の動向

① 中国国内の情勢等

平成30年（2018年）3月、第13期全国人民代表大会第1回会議が北京で開催され、14年ぶりに憲法が改正された。憲法前文には、毛沢東、鄧小平等の指導思想と並ぶ行動指針として、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」が、胡錦濤前総書記の「科学的発展観」と共に追加されたほか、習近平総書記が主張する「社会主義現代化強国の建設」や「中華民族の偉大な復興の実現」が盛り込まれた。また、国家主席と国家副主席の任期を最大で2期10年とする規定が撤廃されたほか、全ての公務員を摘発の対象とする「国家監察委員会」の設立に関する規定が追加された。

内政面では、同年10月、改正「中国共産党規律処分条例」が施行され、党内の言論統制及び党員の宗教活動の制限が強化された。習近平指導部は、「虎もハエもたたく」という大物幹部から末端の公務員まで取り締まる方針の下、引き続き反腐敗闘争を進めている。

外交面では、貿易政策等をめぐり、米国との関係が悪化した。米国は、同年7月以降、中国による技術移転の強要及び知的財産権の侵害を理由として、中国からの輸入品に対して追加関税を課しており、それに対し中国も対抗措置を講じている。今後、中国にとって最大の輸出先である米国が更なる追加措置を講じた場合には、景気が相当程度下押しされるなど、中国経済に影響を及ぼすものとみられる。

軍事面では、同年の国防費が約1兆1,070億元（前年比約8.3%増加）と公表されるなど、軍事力の増強が図られている。中国は、国防費の増加を背景に、軍事力の急速な近代化を進めており、新型水上艦艇等の増強を継続しているほか、航空戦力についても、第4世代戦闘機を着実に増加させるとともに、多種多様な軍用機を自国で開発・生産・配備している。

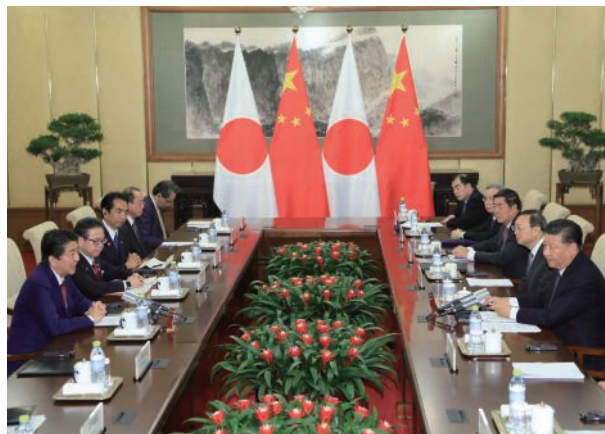


第13期全国人民代表大会の状況
(UPI/アフロ)

注：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

② 我が国との関係をめぐる動向

安倍首相は、平成30年5月、李克強^{りくきやう}首相と会談し、経済関係の強化や国民交流の促進等の方針で一致した。また、同年10月には、多数国間会議への出席を除き、日本の首相として約7年ぶりに訪中し、李克強首相及び習近平国家主席とそれぞれ会談を行った。李克強首相との会談では、日中関係を新たな段階に進めていくため、戦略的意思疎通の強化が重要との認識で一致し、幅広い分野で対話や交流を進めていくこととした。また、習近平国家主席との会談では、若い世代を中心とする国民交流を後押ししていくことなどで一致した。



10月の日中首脳会談（時事通信）

一方、平成24年9月に日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、中国公船は、荒天の日を除きほぼ毎日接続水域を航行しており、我が国の領海にも侵入を繰り返している。警察では、関係機関と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成し、不測の事態に備えている。

中国航空戦力も、平素から東シナ海で活発に活動しており、平成30年4月には、中国の偵察用無人機とみられる航空機1機が東シナ海を飛行した。また、同年5月には、爆撃機4機を含む中国軍機8機が、沖縄本島と宮古島の間を飛行した。

③ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

(3) ロシアの動向

平成30年（2018年）中、日露間の対話は継続しており、同年5月にはロシア・モスクワ、同年9月にはロシア・ウラジオストク、同年11月にはシンガポール及び同年12月にはアルゼンチン・ブエノスアイレスと相次いで日露首脳会談を行った。同年11月の会談では、昭和31年（1956年）の日ソ共同宣言を基礎として平和条約の締結に向けた交渉を加速させることで一致したほか、平成30年（2018年）12月の会談では、両国の外務大臣を交渉の責任者とするなど一致した。

一方、ロシア情報機関は、世界各地において依然として活発に活動しており、米国は、同年7月、平成28年（2016年）の米国大統領選挙にサイバー攻撃を通じて不正に介入したなどとして、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）の情報機関員12人を起訴したと発表した。また、平成30年（2018年）9月には、英国が、同年3月に元ロシア情報機関員らが神経剤「ノビチョク」で襲撃された事件をめぐり、GRUに所属するとされるロシア人2人の逮捕状を取得したと発表した。

ロシア情報機関は、我が国においても活発に情報収集活動を行っている。警察では、ソ連崩壊以降、平成30年までに9件の違法行為を摘発しており、今後もロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、厳正な取締りを行うこととしている。

2 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取締り

(1) 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における安全保障上の重大な脅威となっている情勢を踏まえ、我が国や各国が主催するPSI^(注)阻止訓練に都道府県警察のNBCテロ対応専門部隊等を派遣するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。平成30年7月に我が国で開催されたPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 18」では、神奈川県警察が、税関及び海上保安庁と合同で船舶への立入検査等を行うとともに、陸上自衛隊と共同で陸揚げされた大量破壊兵器関連物資に対する検知等を行った。

(2) 技術情報等の流出防止

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。警察では、官民連携等による技術情報等の流出防止に向けた取組を積極的に行っているほか、平成30年12月までに、36件の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙しており、その中には、軍用の化学兵器の製造や核・ミサイルの開発に用いられるおそれがある物質の不正輸出事件等も含まれている。これらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装が確認されるなど、犯罪の手口が悪質化・巧妙化しており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

(3) 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際連合安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国としての措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、対北朝鮮措置の実効性を確保するため、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っており、平成30年12月までに38件の事件を検挙している。

CASE

貿易会社役員らは、平成21年6月18日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、平成23年8月、経済産業大臣の承認を受けずに、冷凍のタラを北朝鮮に輸出した。平成25年11月、同会社役員ら3人を外為法違反（無承認輸出）で逮捕したほか、平成30年5月、日本国外に逃亡していた共犯者の水産物仲介業を営む男（56）を同法違反（無承認輸出）で逮捕した（警視庁）。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、107か国（平成31年2月末現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

第2節

公安情勢と諸対策

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在、「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。麻原彰晃こと松本智津夫が確立した教義は、依然として教団の基盤となっており、その中には、殺人さえも教団のいう救済活動として善行となる場合があるとする反社会的なものもある。教団は、こうした教義に基づいて、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の数々の凶悪事件^(注1)を引き起こし、多くの犠牲者を出した。

このため、平成12年（2000年）2月以降、教団に対し、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法^(注2)に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分が行われており、平成30年1月には、6回目となる処分の期間更新決定（令和3年（2021年）1月末まで）がなされた。

また、警察では、一連の凶悪事件に対する捜査を徹底し、平成7年5月に松本を逮捕したほか、平成8年末までに400人以上を逮捕するとともに、17年に及ぶ捜査の末、平成24年には、逃亡を続けていた被疑者を相次いで逮捕したことにより、一連の凶悪事件の被疑者全員の検挙に至った。さらに、平成30年7月には、松本をはじめとする13人の死刑確定者全員の刑が執行された。

しかし、主流派は依然として、地下鉄サリン事件等の凶悪事件の首謀者であった松本を、死刑執行後も教祖として絶対的帰依の対象とし、反社会的な内容を含む教義に沿った活動を続けている。一方、上祐派は、かつて松本が上祐史浩（現「ひかりの輪」代表）に対し教団を維持するために別の宗教団体を作るよう指示したことや、新たな団体の設立については主に当時教団の幹部であった同人に任されていたことが判明しているにもかかわらず、外形上、松本の影響から脱した危険性のない団体であるかのように装い活動をしている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、15都道府県に35か所の拠点施設を有しているが、拠点施設が所在する地域においては、教団の活動に対する不安感が強く、教団の進出に反対する地域住民が対策組織を結成している地域もある。警察では、教団施設周辺における警戒警備活動を行うとともに、教団の現状や警察の取組について、地域住民や地方公共団体に向けた広報活動を行うことにより、安心感の醸成を図っている。

また、教団は、一連の凶悪事件を知らない若い世代を主な対象として、教団名を隠した勧誘活動を行っている。警察では、こうした勧誘活動に伴う違法行為に対する積極的な取締りを実施しており、平成30年1月には、仏教に関する勉強会への入会契約時に、契約書等の必要な書面を交付せず、契約解除を妨げるため不実の告知をしたとして、特定商取引に関する法律違反（申込書面交付義務違反等）で主流派出家信者1人を検挙した（北海道）。警察では、こうした巧妙な勧誘活動の手口について、各種機会を通じ、学校等に対して広報している。

図表6-1 オウム真理教の拠点施設等（平成30年末現在）



注1：27、28頁参照

2：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団は、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいる。

平成30年中、極左暴力集団は、その暴力性・党派性を隠しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の成立をめぐり、同法律案が労働者の権利を奪うとして反対運動に取り組んだほか、「政権打倒」を掲げて憲法改正への反対を訴えた。また、同様に、沖縄県における普天間飛行場



「国際反戦デー闘争」(10月、東京)

の名護市辺野古移設に対する反対運動をはじめとした反戦・反基地運動に加え、原子力発電所の建設や再稼働を捉えた反原発運動にも取り組み、これらを通じて同調者や支持者の獲得を図った。

革マル派^(注1)は、同派創始者である故黒田寛一前議長の講演記録を集成した書籍を刊行し、同書を活用した学習を呼び掛けるなど、黒田前議長が提唱した理論の継承に引き続き取り組んだ。また、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、JR東労組から3万人を超える組合員が脱退した事態を受け、定期大会において、同派設立時の副議長であった故松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論を基に組織再建に取り組む方針を決定した。

中核派^(注2)は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、労働争議や大衆運動に介入する中で勧誘活動にも取り組んだ。また、中核派系の全日本学生自治会総連合（全学連）を中心に若者の獲得に力を入れ、活動家の在籍の有無を問わず各地の大学で勧誘活動に取り組んだほか、勧誘活動においては、SNSや動画共有サイトを積極的に活用した。このほか、全学連は、東京大学の現役学生を委員長とする新執行部を確立した。

革労協主流派^(注3)及び革労協反主流派^(注4)は、平成30年の年頭の機関紙において、非公然組織「革命軍」のアピール文をそれぞれ発し、武装闘争の飛躍や発展を主張した。

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」を未然に防止するための諸対策を推進しており、その過程で明らかになった違法行為は、厳正に取り締まっている。平成30年8月には、偽名でホテルに宿泊した中核派非公然活動家1人を有印私文書偽造・同行使罪等で逮捕した（警視庁）。また、同年11月には、京都大学の構内に無断で侵入し、機関紙やビラを配布した中核派系全学連活動家3人を建造物侵入罪で逮捕した（京都）。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

3：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

4：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

3 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向と対策

右翼は、近年、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判している。

平成30年中、韓国をめぐるのは、韓国の国会議員による竹島上陸、慰安婦問題及び旧朝鮮半島出身労働者問題を捉えた抗議活動を活発化させた。

北朝鮮をめぐるのは、北朝鮮が核実験及びICBM級の弾道ミサイルの試験発射の中止を決定したことに伴い、それらを捉えた抗議活動の動員数は減少したものの、平成30年2月には、「北朝鮮のミサイル発射が許せなかった」などとして、右翼活動家ら（2人）が朝鮮総聯中央本部の正門門扉に拳銃5発を発砲し、同門扉を損壊する事件が発生し、同活動家らを建造物損壊罪で現行犯逮捕した（警視庁）。

また、警察では、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、平成30年中、拳銃8丁（平成29年中：0丁）を押収した。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6-2のとおりである。



右翼の街頭宣伝活動（5月、東京）

図表6-2 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（平成30年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府関連	980（約 780）	約2,070（約1,750）	約580（約 490）
韓国関連	約1,730（約1,430）	約3,860（約3,160）	約1,350（約1,080）
北朝鮮関連	約1,110（約1,530）	約2,590（約3,840）	約870（約1,200）
ロシア関連	約900（約 910）	2,310（約2,420）	約860（約 830）
中国関連	約850（約 630）	約1,910（約1,490）	約600（約 480）

注：数値は、延べ数

（ ）内は平成29年

CASE ▶

右翼活動家の男（66）は、平成30年4月、高速道路のサービスエリアに駐車中の乗用自動車内において、正当な理由なく、刃体の長さ約22センチメートルのなた1丁を携帯していたことから、同男を銃刀法違反（刃物携帯）で逮捕した（神奈川）。同男は、北朝鮮の拉致問題に関する安倍首相宛ての抗議文を所持しており、また、過去には、拉致問題に抗議する目的で、国会議事堂周辺等でなたを使用し自らの手首を切り付けるなどしていた。

CASE ▶

右翼団体幹部の男（46）は、平成30年5月、ロシア大使館に抗議する目的で、同大使館通用門脇に設置されたフェンスを乗り越えて敷地内に侵入しようとしたものの、警察官に阻止され、その際、同フェンスを損壊した。同月、同男を建造物侵入未遂罪及び器物損壊罪で逮捕した（警視庁）。

警察では、右翼による悪質な違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行っており、平成30年中、右翼による違法行為の検挙件数は1,242件、検挙人員は1,315人であった。

右翼団体の中には、幹部の多くが暴力団員又は元暴力団員であるものや、暴力団が右翼団体を標榜しているものなど、反社会的勢力と密接な関係を有するものが数多くあり、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の違法行為を引き起こしているが、このような恐喝事件や詐欺事件等の検挙件数は171件、検挙人員は209人に上り、当該検挙件数は、道路交通法違反を除く全右翼関係事件検挙件数（534件）の約32%を占めている。

また、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態に応じた取締りを行っており、平成30年中は、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等で15件24人を検挙した。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（8月、東京）

CASE ▶

右翼団体代表（49）ら2人は、平成30年8月、外国公館等周辺地域を走行中の街頭宣伝車内において、高音を発して静穏を害するような方法で同車に備え付けた拡声機を使用したため、警察官らから、拡声機の使用をやめるよう是正措置命令を受けたにもかかわらず、引き続き同様の方法で拡声機を使用し、同命令に違反したことから、同代表らを静穏保持法^{（注）}違反で現行犯逮捕した（警視庁）。

（2）右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

平成30年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約30件に及んだ。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループとその活動に対して抗議する勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



右派系市民グループのデモ（3月、東京）

CASE ▶

右派系市民グループ関係者の男（19）は、平成30年6月、東京都内において、デモ行進中、デモに抗議していた男性を突き飛ばすなどの暴行を加えたことから、同関係者の男を暴行罪で現行犯逮捕した（警視庁）。

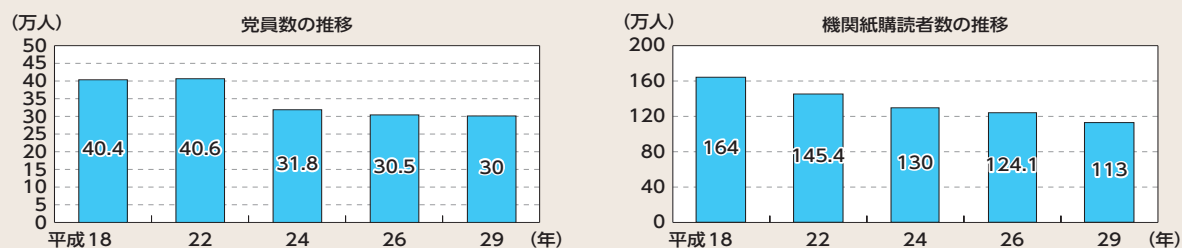
注：国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律

4 日本共産党の動向

(1) 低迷する党勢拡大

日本共産党は、近年、党員と機関紙購読者の数がいずれも減少傾向にある中、平成24年1月、「2010年代に、全体として党勢の倍加に挑戦する」という目標を掲げており、平成30年6月には、同年9月までを「参議院選挙・統一地方選挙躍進 党勢拡大特別月間」とし、党勢拡大に集中的に取り組んだ。その結果、同月末までに4,355人が入党、機関紙購読者数が約1万人増加したことを公表したが、機関紙購読者数は、同年10月以降、再び減少した。同党は、機関紙の売上げを主要な収入源としているが、同年11月には、機関紙購読者数の減少及び経費の増大による採算の悪化を理由に、平成31年1月から機関紙「しんぶん赤旗」日曜版の購読料を823円から930円に値上げすると発表した。

図表6-3 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移



(2) 野党共闘

日本共産党は、国政選挙における選挙協力を中心とした野党共闘を推進し、野党連合政権の樹立を目指している。従来、国政選挙では全選挙区での候補者擁立を原則としていたが、平成27年に方針を転換し、第24回参議院議員通常選挙（平成28年7月10日施行）及び第48回衆議院議員総選挙（平成29年10月22日施行）では、野党統一候補の擁立を優先し、候補者を取り下げるなどした。

平成30年中も、協力が可能な野党とは、国会審議等において連携を図ったほか、沖縄県知事選挙等の地方選挙においては同一の候補者を支援した。令和元年の参議院議員通常選挙においても全ての1人区で野党統一候補擁立の実現を目指すこととしている。

(3) 関係団体との連携

日本共産党は、若い世代の党員を獲得するため、原則として15歳から30歳までの者で構成される日本民主青年同盟（以下「民青」という。）の組織拡大を同党の「共同の事業」と位置付け、民青に対する援助を強めている。民青は、平成30年11月、第42回全国大会を開催し、平成29年12月の第41回大会以降に1,074人の同盟員及び533人の機関紙購読者を獲得したことを公表した。同大会には、同党から小池晃書記局長が出席し、同盟員の拡大に向けて「一層力を合わせたい」と呼び掛けた。

他方、日本共産党は、労働者への影響力の拡大に向け、同党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）との連携を図っている。平成30年1月、同党の小池書記局長は、全労連の年始行事である新春旗開きに出席し、「今年は何としても改憲を阻止する1年にしなければならない」、「改憲のたくらみを阻止することは、全労連、日本共産党の歴史的使命だ」などと訴え、憲法改正をめぐる問題における全労連との連携を強調した。また、全労連においても、同年7月の第29回定期大会において、憲法第9条の改正阻止の取組を強めることなどを内容とする運動方針を決定した。

5 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしている。

(1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動は、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展したり、平成27年以降、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組み、国会議事堂周辺等において繰り返し大規模な抗議行動が展開されたりするなど一定の拡大がみられたが、最近ではその勢いに陰りが生じている。

平成30年中も、各地で様々な課題を捉えた集会、デモ等が行われており、例えば、毎週金曜日には、首相官邸前で反原発を訴える抗議行動が、毎月19日には、国会議事堂周辺でその時々の政治課題等を捉えた抗議行動が行われているが、図表6-4及び図表6-5のとおり、これらの抗議行動の平均参加者数はそれぞれのピークの年の数を大幅に下回った。

図表6-4 毎週金曜日の首相官邸前における抗議行動（平成24～30年）

区分 \ 年次	24	25	26	27	28	29	30
回数（回）	37	48	46	46	47	49	47
平均参加者数（人）	33,708	3,246	2,107	1,452	826	645	753

注：平成24年3月開始。算出に用いた参加者数は、主催者発表数による。

図表6-5 毎月19日の国会議事堂周辺における抗議行動（平成27～30年）

区分 \ 年次	27	28	29	30
回数（回）	2	12	12	12
平均参加者数（人）	9,250	7,067	4,183	3,367

注：平和安全法制が平成27年9月19日に成立したことから、同年10月19日から開始。算出に用いた参加者数は、主催者発表数による。

(2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これを新たな米軍基地の押し付けと捉える地域住民らが、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。

警察では、平成30年中、同県内の反基地運動に伴って発生した違法行為に関連して、道路交通法違反（道路上の禁止行為）、公務執行妨害罪、暴行罪等で20件、延べ22人を検挙した。

(3) 反グローバリズム運動

近年、経済のグローバル化が貧富の差の拡大や環境破壊といった社会問題を発生させているなどとする考え方にに基づき、国際会議等の開催を捉えて抗議行動を行う反グローバリズム運動が国際的に展開されており、平成30年（2018年）11月にアルゼンチンで開催されたG20ブエノスアイレス・サミットにおいては、数万人規模のデモが行われ、ハンマーや火炎瓶等を所持していたなどとして、当該デモの参加者十数人が身柄拘束されるなどした。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力についても、令和元年のG20大阪サミットや令和2年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、集会の開催や関係者の海外派遣等を通じ、国内外の諸勢力との連携を図るなどの活動が確認されている。

警察活動の最前線



市民目線の雑踏警備

広島県警察本部地域部地域課指導係

わたなべ たかあき
渡辺 隆明 警部補

雑踏警備業務は、市民の利便を尊重しつつ、雑踏による混乱を適切に整理して、事故を未然に防ぐことを目的とします。当県では、「ひろしまフラワーフェスティバル」をはじめ、年間を通じて数多くのイベントが開催されており、私は雑踏警備業務担当者として、市民が安全かつ安心してイベントを楽しめるよう、「市民目線」をモットーに日々雑踏警備業務に当たっています。

特に近年「カープ女子」という言葉が全国的に有名になりましたが、広島県内では広島東洋カープに関連する雑踏警備が多く実施されています。

リーグ優勝時等には、数多くのファンが繁華街に集まり喜びを分かち合うなど、主催者のいない雑踏警備となります。この場合、事案の発生が予測しにくいことから、実態調査が欠かせません。当日は実際に街に出て、自らの肌で現場の空気を感じ、市民と同じ目線で周囲を見ることにより、雑踏の変化を見逃すことのないようにしています。

雑踏警備は市民の安全と安心のためにあります。私が実践する「市民目線」の雑踏警備も、単に市民に都合が良いということではなく、市民の安全を確保し、市民が安心を実感できることに意義があると考えます。私は、たくさんの方が広島県のイベントを訪れ、幸せな気持ちで帰ってもらえるよう、これからも日々研鑽に努め、雑踏事故の絶無を期す所存です。



左が本人



儀仗勤務について

皇宮警察本部坂下護衛署警備課第一班

さくち ひろき
菊地 洋輝 巡查長皇宮巡查

約3万人を超える参観者の大歓声。日の丸の小旗が激しく振られ、中には涙を流している姿も視界に入り、言葉では言い表せない国民の皇室に向けられた熱い思いが押し寄せてきます。

私は、毎年1月2日、皇居において天皇皇后両陛下及び皇族方が宮殿のベランダにお出ましになり、直接国民からの祝賀をお受けになる新年一般参賀において、儀仗隊の一員として勤務しています。

儀仗勤務とは、国事行為に関する儀式をはじめ国賓の接遇等に際し、儀容を整え、威儀を正して護衛警備に当たる勤務で、勤務中は、一糸乱れぬ各個動作、歩調により、宮殿南車寄等の左右に分かれて配置に就き、一定時間、直立不動の姿勢を取り続けながらも、いざという時には瞬時に対応できるよう、全神経を研ぎ澄ましておく必要があります。そのため、日頃から厳しい訓練を積み重ね、また、体調管理にも気を配っています。

本年春には、天皇陛下の御即位に伴う儀式等が皇居で執り行われました。憧れの皇宮護衛官となって3年、このような歴史的瞬間に携わることができた喜びと誇りを胸に、皇室守護の重責を果たすため、今後も全力を尽くしていきたいと思います。

